

京都駅東南部エリアにおける市有地の活用に係る契約候補事業者選定に係る質問に対する回答

質問番号	質疑内容	回答
1	本件土地に過去存在していた市営住宅において、地下階等の地下構造物は存在していたでしょうか。また、過去に更地への変更や土地改良等が行われた際、どの程度の深さまで掘削・埋戻しが行われたか、市で把握されている情報がございましたらご教示ください。	従前の市営住宅に地下階等の地下構造物はございません。新築時の設計図書によると、住棟部分の基礎は最深部で地下約1.6m、管理事務所棟の基礎は最深部で地下約1.3mとなっています。詳細は、別紙を御確認ください。 なお、解体工事関係図書につきましては、保存年限を超過しており、存在しておりません。 土壌汚染対策工事においては、対策区画により掘削深さが異なります。詳細は貸出資料内の「05_土壌汚染対策工事報告書」を御参照ください。
2	地中の既存埋設物に関して、事業者の開発行為や建築工事等において地面を掘削・攪乱しない区域（現状維持とする区域）であれば、特段の保護措置や移設・撤去等は不要という認識でよろしいでしょうか。	記載いただいているとおり、建築計画に関係のない区域に地中埋設物が存在する場合、残置しておくことは問題ございません。
3	埋蔵文化財の取扱いについてお尋ねします。在来工法の建築物で床面積（または建築面積）が400㎡を超える場合は試掘調査が必要となるかと存じますが、コンテナ棟のように基礎が簡易で地盤への影響が極めて軽微な建築物については、試掘調査は不要（あるいは免除）となる認識でよろしいでしょうか。試掘の要否に関する基準をご教示ください。	本件土地は特別一般遺跡に入っており、建築面積又は掘削面積が400㎡以上の場合は試掘調査が必要となります。 しかし、京都市内で、計画地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」に指定されている場合、周辺の調査事例から、地下遺構に影響を与えないと判断される掘削工事等であれば試掘調査が不要になることがあります。ただし、試掘調査が不要な場合でも掘削工事中の立会調査は必要となります。 試掘調査の必要性については、建築計画等、必要な情報を整えたうえで、文化財保護課までご相談ください。工事前には「発掘の届出」が必ず必要となります。
4	地中レーダー探査において異常信号が確認されている件に関し、引渡し後2年以内に『本市の責めに帰すべき事由によることが明らかである地下埋設物等』が発見された場合、相当な範囲で補償する旨の規定がございます。この『本市の責めに帰すべき事由』と認められる具体的な判断基準、または過去の類似公募等における補償事例（対象となった埋設物の種類や補償範囲など）がございましたらお示しください。	当該質問は貸付方式による御提案を前提とした御質問かと存じます。発見された地下埋設物等が明らかに本市に由来する埋設物である場合などに該当しますが、判断については、事業者からの申出を踏まえ、本市で決定することとなります。過去の類似公募等において、本市が実施した建物除却工事で発生したと判断するガレキ類の撤去費用について、本市の責めに帰すべき事由と判断した事例があります。 なお、募集要項添付の「定期借地権設定契約書（案）」には、「～引き渡し後、2年以内にその旨の通知のあったものに限り、乙がこれらの処分に要した費用を相当な範囲で補償する」（第18条第2項）旨を記載していますが、「市有財産売買契約書（案）」には当該記載はないことをご承知おきください。
5	本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当し、事業者負担での対応が必要とされていますが、発掘調査等により当初想定より大幅に長期間を要し着工や竣工（開業）のスケジュールに不可抗力的な遅延が生じた場合、事業期間（定期借地期間等）の猶予・延長、あるいは遅延期間中の貸付料（借地料）の減免などの救済措置は考慮されるでしょうか。	当該質問は貸付方式による御提案を前提とした御質問かと存じます。事業者の申出により、定期借地権設定契約締結前に、埋蔵文化財の試掘調査を実施することは可能です。ただし、現地調査の際に、土地使用料を負担いただく必要があります。 なお、試掘調査の結果、本格的な埋蔵文化財発掘調査が必要となった場合、発掘調査による影響を勘案し、本市と事業者との間で、事業期間や貸付料の取扱いについて協議することとなります。

6	対象土地は過去に土壌汚染対策が実施され指定解除されておりますが、事業着手後等に万が一、新たな（過去の対策漏れ等に起因する）土壌汚染が発見された場合、募集要項の規定に従い『本市の責めに帰すべき事由によることが明らか』であれば、地下埋設物と同様に、引渡し後2年以内は京都市による補償（対策費用の負担等）の対象となるという認識でよろしいでしょうか。	当該質問は貸付方式による御提案を前提とした御質問かと存じます。記載いただいている認識で間違いございません。 なお、当該土地については、平成26年に行った土壌汚染に係る各種調査の結果、平成27年に区域指定されましたが、その後、土壌汚染の除去等改良工事を実施し、平成28年に指定解除されました。 本市としては、上記対応により適切に処理したものと認識していますが、今後の契約締結時点における汚染の恐れを否定するものではありません。
7	地積測量図における「地番2-3」の建築基準法上の取扱いについてのご質問です。 本公募の対象敷地は地番1および2であることから、地積測量図における「地番2-3（河川管理用通路等）」については、建築基準法上の「敷地面積には含まれない（敷地外である）」という認識で相違ないでしょうか。 その前提のもと、本件土地（地番2）と当該箇所（地番2-3）の境界の取扱いについて詳細をご教示ください。 特に、建築基準法上の「延焼のおそれのある部分（延焼ライン）」の算定において、以下のどちらの扱いとなるか確認させていただきたく存じます。 1. 当該部分（地番2-3）は河川法等の適用を受けるなど「河川（水面）と同等」とみなされ、地番2との境界は実質的な「河川境界」として延焼ラインの緩和対象となる。 2. 通常の「隣地境界」として扱われ、当該境界線から1階で3m、2階以上で5mの延焼ラインがかかる。 正確な建築計画（防火設備の要否等）の策定のため、上記の見解および、その他河川隣接地特有の規制・指導要綱等がございましたら併せてご教示ください。	御記載のとおり、本公募の対象敷地は、地番1及び2です。地番2と河川（高瀬川）との間に挟まれた敷地（地番2-3）については本市が管理する河川管理用通路であるため、公募対象外となります。 また、建築基準法上の「延焼のおそれのある部分（延焼ライン）」の算定については、河川幅員や河川管理用通路、対岸の状況等を踏まえ、「1」の取り扱いとして差し支えありません。 その他、関係法令を遵守した計画としてください。
8	敷地外周のコンクリート塀（一部が道路に越境しているもの）について、募集要項では事業者負担での撤去が必要とされております。適切な工事費用の積算（精緻な見積り）を行うため、当該越境部分の正確な範囲（延長、越境幅、位置等）が確認できる図面等の資料をご提供いただくことは可能でしょうか。	敷地外周のコンクリート塀の残置物の越境範囲が確認できる図面等はございません。
9	本件土地は洪水浸水想定区域（浸水深2.0m～3.0m未満）に該当しておりますが、本公募における施設整備にあたり、京都市として独自に求める具体的な防災対策基準や要件はありますでしょうか。 （例：電気室・重要機械室の上層階設置の義務付け、特定設備のBCPや避難計画の策定義務など）	本公募独自に求める防災対策基準や要件はありません。ただし、京都市建築基準条例を含む関係法令を遵守した計画としてください。
10	道路照明灯を電信柱等に再設置する場合、「近隣住民の同意を得る」とこととされていますが、万が一、事業者が誠実に交渉しても同意が得られなかった場合、本市の支援や代替措置（敷地内への後退設置への変更等）について協議することは可能でしょうか。	本件に限らず、近隣住民の同意を得るための調整については、いずれも本市が支援します。万が一、近隣住民の理解が得られない場合、代替措置について本市と事業者とで協議することも可能です。

11	本件土地における上下水道、電気、ガスの引込状況についてお尋ねします。敷地内に既存の引込管・設備がある場合、これらをそのまま利用することは可能でしょうか。また、今回の公募において新築する施設の容量（想定）に対してインフラのキャパシティが不足し、前面道路等からの本管取り出し・引き直し工事が必要となる場合、その費用はすべて事業者負担となるのでしょうか。現時点で市が把握されているインフラの管径等の情報があればご提示ください。	当該敷地にガスの引込はありません。照明灯の電気は近くの電線より引き込んでいます。下水管の管径は150φ、上水管の管径は20φです。 既存の上水管、量水器ボックス、下水管及び排水桝で再利用が可能なものについては、利用いただいても問題ございません。前面道路等からの本管取り出し・引き直し工事に係る費用は全て事業者負担となります。
12	本公募において施設を新築するにあたり、近隣への電波障害（テレビ受信障害等）が発生した場合の事前調査、および対策工事（ケーブルテレビへの接続対応等）に関する費用についても、すべて事業者の負担となるのでしょうか。指定する指導要綱等がございましたら併せてご教示ください。	近隣の電波障害の対応に関する費用については、全額事業者負担となります。 「京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例」第9条では、「中高層建築物等の建築主は、当該中高層建築物等の建築によりテレビジョン受信障害が生じ、又は生じるおそれがあるときは、受信の状態の調査を行い、その被害を受け、又は受けるおそれがある者と協議したうえ、共同の受信設備の設置その他テレビジョン受信障害を防止し、又は解消するために必要な措置を講じなければならない。」と定められています。詳細は、以下のホームページを御確認ください。 https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000023434.html
13	市街地型美観形成地区にかかる屋根計画について当計画において、二階建てコンテナ建物について、諸条件により勾配屋根の設置が困難な場合、それに代わる景観配慮の手法（壁面の後退、低層化、意匠の検討など）によって、例外的にフラットな屋根形状が認められるケースはございますでしょうか。 過去の周辺事例や、市として想定されている柔軟な審査基準がございましたら、ご教示いただきたく存じます。	市街地型美観形成地区における屋根については、勾配屋根とすることを要件としていますが、良好な屋上の景観に配慮されたものについては例外的な取扱いが認められる場合があります。 ただし書の取扱いは「京の景観ガイドライン 建築デザイン編」2－6ページに記載のとおりです。個別の計画における基準への適否については、都市計画局都市景観部景観政策課までお問い合わせください。 <京の景観ガイドライン> https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000351834.html
14	本件土地の西側（高瀬川）に架かる「北河原三号橋」および「北河原四号橋」について、老朽化に伴い工事車両の通行時には仮橋の設置等が必要となる旨の記載があります。現時点でこれらの橋を通行できる車両の具体的な制限基準（重量制限、車幅・車両サイズ等）がございましたらご教示ください。	北河原三号橋及び北河原四号橋については、いずれも昭和4年に架橋されており、架橋から多年の期間が経過していることから、具体的な車両通行の制限をお示しすることができません。使用する工事車両によっては仮橋の設置等が必要となる場合がありますので、事前に京都市建設局南部土木みどり事務所と協議を行ってください。
15	工事計画における周辺環境への配慮と、隣接用地の活用についてのご相談です。 本計画の周辺には幼稚園があり、またこれまでの周辺における工事状況等も踏まえ、近隣の方々の日常生活への影響を最小限に抑え、安全確保を最優先にすべきと考えております。 つきましては、工事車両の動線や現場事務所の配置による影響を極力低減させるため、「東寺道」を挟んだ南側の空き地を、工事用車両の駐車スペースおよび現場事務所として活用（借用）させていただくことは可能でしょうか。 また、市として定められている「仮設計画基準」や、工事車両・現場事務所の配置に関する指導要綱等がございましたら、併せてご教示いただけますと幸いです。	本件土地と東寺道を挟んで南側に位置する市有地について、本市等による利用がない期間であれば、貸付け期間等も含めて本市と協議のうえ、使用許可手続きを行うことが可能です。その際、土地の使用料が発生します。 仮設の現場事務所等を設置する場合は、京都市建築基準条例その他関係法令に準じていただく必要があります。

16	文化芸術床（アトリエや展示スペース等）に直接付帯して一体的に利用されるテラスや屋上庭園などの『屋外エリア』（建築基準法上の床面積には算定されない部分）について、本公募における『文化芸術用途（20%以上）』の評価対象、あるいは面積の判定において、考慮・算定していただくことは可能でしょうか。	「文化芸術をコンセプトに据えた用途の延床面積」とは、建築基準法上の建物における延床面積である必要があるため、建築基準法上の床面積に算定されない部分については、文化芸術用途としての面積算定はできませんが、若手アーティストが活動（制作・表現・居住など）できる環境づくりに寄与すると判断するものについては評価の対象となります。
17	募集要項における「契約候補事業者の決定後の辞退」に起因する損害賠償請求の可能性について、「契約候補事業者の決定後」とは、選定プロセス（選定結果の通知、基本協定の締結、あるいは契約締結など）における具体的にどのタイミングを指すのでしょうか。 万が一辞退となった場合の「損害賠償の金額の範囲」について、市側ではどのような基準を想定されていますでしょうか。一般的に事務局の運営人件費などの実損額を想定する認識で相違ないか、考え方をご教示ください。	「契約候補事業者の決定後」とは選定結果の通知以降を想定しています。契約候補事業者の決定後に辞退があった場合、本市がやむを得ないと判断するものを除き、事業者の一方的な都合による辞退や、本市との協議に応じない状況下での辞退など、誠実性に欠ける場合には、損害賠償請求を行う可能性があります。なお、損害賠償については、個別の状況などを斟酌のうえ、請求の可否も含めて判断することとなります。
18	提出書類「様式2-3（資金計画）」の記載について、以下2点お教えてください。 「自己資金・借入金・社債等内訳」について、申請段階では金融機関側から具体的な貸付条件（金利や期間等）の明示を受けられないケースが想定されます。本項に記載する調達条件の粒度および確度について、どこまでの水準を求められるのでしょうか。 上記の理由により金融機関からの正式な明示条件が得られない場合、記載内容として「自社の類似実績等における調達条件」を仮条件として明示・算入することで、申請書類として要件を満たすという認識でよろしいでしょうか。	資金計画については、事業を安定して実施できることを確認するための資料であり、できる限り確度の高い情報として記載いただくことが望ましいですが、事前に金融機関等からの具体的な条件等の明示が難しい場合は、類似実績等を踏まえた内容で設定いただくなど、契約候補事業者選定委員会において審査できる内容として提出してください。
19	資金計画における調達手法について、本件土地の性質や借地等の条件を勘案し、広範な手法（シニアローン、メザニン、リース等の併用）を検討・調整中であり、現時点で条件を完全に固定することが困難な状況にあります。申請タイミングにおいては、現時点で事業者が最適と考える資金調達の手法・構成（想定）にて計画書を記載・提出することで問題ないでしょうか。	現時点で最適と考える資金調達の手法・構成を計画書に記載・提出してください。なお、資金計画を強固なものとするを目的に、検討・調整している他の手法についても計画書に補記することは妨げません。
20	毎年度、解体準備金を積み立てて十分な金額を確保することとされていますが、この積立金は、本市が指定する金融機関への供託や信託等による外部保全が義務付けられるのでしょうか。それとも、事業者内部の会計処理（引当金計上と銀行預金等）で認められるのでしょうか。	定期借地権設定契約において、事業者内部の会計処理の中で、解体準備金の積み立てを計画・実行していただくことを想定しています。
21	定期借地権設定契約満了時に「本市が撤去の必要がないと認めるときはこの限りではありません」とありますが、例えばどのような施設や状態であれば、建物を譲渡（無償譲渡等）し、更地化を免除される可能性があるのか、現時点での本市の見解をお聞かせください。	例えば、定期借地権設定契約期間の満了時に、本市と事業者との協議により、同事業を対象に再契約する場合や、本市が建物の譲渡を受け事業を実施する可能性がある場合には、更地返還を求めない場合がありますが、現時点においては、将来的な社会情勢を見通すことが困難であることから、更地返還での義務を免除する施設形態を明言することはできません。

22	募集要項における「転貸禁止」の範囲についてお尋ねします。 本事業の整備・運営スキームにおいて、リース方式（リース会社が建物を所有し、事業者がそれを借り受けて運営・または転貸する等の方式）を採用する場合、リース会社等を経由する形式の転貸行為は、転貸禁止の対象外（許容されるスキーム）となるでしょうか。許容される範囲の詳細をご教示ください。	建物のリース契約については、本市がスキームの詳細を確認した結果、本市の認める内容と合致する場合、承諾する場合があります。その際、あらかじめ、契約事業者とリース契約の相手方が建物所有権等の権利の変遷（移転する権利とその移転先、各関係者の役割等）、移転後の各種権利の取扱い並びに活用計画を確実に継続する仕組みについて、全体スキーム図を記載する等分かりやすく提案してください。加えて、借地期間中、契約事業者とリース契約の相手方は一体不可分として土地を活用するとともに、借地権の転貸借契約の内容についても本市から指定する条件を盛り込むこととします。
23	定期借地権設定契約書（案）第13条において「本件建物等を賃貸し…」る場合は事前の承認が必要とされていますが、活用計画に記載された用途の範囲内で、複数のテナント（飲食店、物販店、ギャラリー等）やホテル運営会社等に対して建物を賃貸（マスターリース等を含む）、アトリエや住居についてアーティスト等の入居者へ賃貸する場合であっても、契約の都度、個別に本市の承認が必要になるのでしょうか。	建物賃貸借契約における本市の事前承認については、原則必要としますが、活用計画に示された貸付先・契約形態・貸付先の役割などの内容に基づき、活用計画の内容から大きく変わらないものであれば、個別の承認は不要となる場合もあります。ただし、事前の承認が不要となる場合であっても、事前に本市への情報提供は行っていただく必要があります。
24	採択後、本事業の推進にあたり、周辺の地域住民や非公式を含めた地元組織（自治会や連絡会等）への事業説明会の開催や合意形成の構築について、京都市から具体的な義務付け（開催回数や報告義務等）はありますか。また、地元調整において京都市からの仲介やサポートをいただくことは可能でしょうか。	建築基準法等で求められる説明機会に加え、近隣住民の生活に影響を及ぼす内容（工事等）については、地域説明会の開催が必要となります。なお、地域に根差した施設となるよう自治連合会や町内会、その他まちづくりに取り組む組織等との意見交換の場の設定につきましては、義務付けるものではありませんが、審査項目8（地域に根差した施設計画及び運営）として評価の対象となります。また、事業者が開催する説明会や意見交換等につきましては、本市が十分に支援してまいります。
25	共同住宅（分譲マンション）建築の場合、各戸、区分所有権での売却は可能でしょうか。	分譲マンション（区分所有建物）を計画された場合、一般的には敷地権により建物の専有部分と区分所有者が持つ土地がまとめて登記されることになるため、こうした状況に関しては事前承認され得ると理解していただいて差し支えありません。なお、買戻し特約は、分譲マンションが整備されていることが確認できれば、分譲マンション購入者への引渡しまでに抹消することは可能です。
26	所有権取得後、万一の状況により、同PJをそのまま引き継ぎを行う前提で所有権の移転は認められますでしょうか。	原則、10年間は所有権移転は認められませんが、他社（REIT等）への所有権移転を前提とした活用計画を検討されている場合は、所有権等の権利の変遷（移転する権利とその移転先、各関係者の役割等）、移転後の所有権の取扱い並びに事実を確実に継続する仕組みについて、全体スキーム図を記載する等分かりやすく、かつ具体的に様式1ー5（事務遂行体制）に記載して提案してください。選定委員会による事業者選定時に提案がない場合は、当該手法の導入は認められません。なお、契約候補事業者決定後、活用契約どおりに事業を行う中で実際に所有権移転を希望する際には、本市と改めて協議を行っていただきます。
27	所有権取得後、近隣の嫌がらせ、建築に対する威圧が行われた場合により本事業ができないと事業者が判断した場合、市としては対応ができるサポートはありますか。	本市としては活用計画の確実な履行に向けて伴走支援させていただく予定です。

28	売買契約書案 13 条について 所有権の移転が 10 年間制限される。 こちらの条項の削除は可能か。	当該条項の削除はいたしかねます。
29	13条の所有権移転制限について削除できない場合、事前に申請し、協議の上承諾が得られる状況は何か。 一例として当社が事業化を検討する中で、建築費の高騰、当社の財務的理由、その他当社に起こりえる事業上の懸念を理由とし、所有権の移転を希望した場合認められるか。	原則、10年間は所有権の移転は認められません。活用計画どおりの事業実施が困難となった場合については、状況をお伺いし、解決策について協議することになります。
30	当社から第三者に所有権を移転する際、移転先に関して京都市にも意見を求める必要があるか。	原則10年間は、所有権移転はできません。詳細についてはQ29の回答を参照してください。 10年経過後の所有権移転については、制限していませんが、活用計画どおりの事業を行っていただく必要があります。活用契約の変更が必要であれば本市と協議してください。
31	16条について 買戻し特約が実行される条件について考えられるすべてを状況をお知らせください。	市有財産売買契約書（案）第11条から第13条までの規定に違反したときは、売買物件を買い戻すことができると規定しております。
32	現地の建蔽率、容積率、高さ規制等の法令上の制限について特定の条件を満たすことにより緩和される可能性はありますか。	当該敷地は、京都駅東南部等文化芸術まちづくり推進地区条例が適応されるエリアに含まれているため、一定の要件を満たす場合、用途に応じて容積率の上限を緩和できる可能性があります。 詳細は以下のホームページからご確認ください。 https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000272989.html
33	当社が設立する株式100%子会社の新設法人での取得は可能か。	当該新設法人が法人格を有するのであれば提案は可能です。なお、新設法人が特定目的会社（SPC）等の手法を活用するものである場合には、事前に本市と協議を行ってください。 また、仮に提案事業者と購入事業者が全く異なるスキームを検討されている場合、提案時の構成員は共有者名義で本市と土地売買契約を締結していただくことになるため、こういったスキームは受付できません。
34	指定様式のない任意書式の書類については、A4ファイルにZ折りなどで閉じこむことができれば、A3サイズなどでも差し支えないでしょうか。	問題ございません。
35	活用計画などの提出書類の中において、応募企業などの社名を記載しても差し支えないでしょうか。記載不可の場合、複数の企業で共同応募する際には「代表企業A」・「構成員B」などの表記とする認識でよろしいでしょうか。	応募企業などの社名については、提案を審査する際の重要な情報となりますので、可能な限り積極的に記載してください。また、共同提案の場合においては、構成員調書で関連企業を必ず記載してください。提案資料の内容については、応募企業の秘匿情報として扱いますので、事業者選定の用途以外に使用することはなく、事前に許可を得る場合を除き、対外的に発信することはありません。
36	応募企業などの社名記載が不可となる場合、企業名などが容易に推測できる商品の具体名などの記載は避けるという認識でよろしいでしょうか。	Q35の回答を参照ください。
37	若手アーティストが活動（制作、表現、居住等）できる環境づくりの最低水準（スタジオ・住宅・制度など）はあるか。ソフト施策（イベント等）だけでも評価対象になるか。	若手アーティストが活動（制作、表現、居住等）できる環境づくりについて、最低水準は特に定めておりません。ソフト施策については評価対象となりますが、文化芸術をコンセプトに据えた用途の延床面積が20%以上が活用条件となっておりますので、御留意ください。

38	「地域住民の声を反映する機会」の想定レベル（説明会程度か、参加型運営か）	建築基準法等で求められる説明機会に加え、近隣住民の生活に影響を及ぼす内容（工事等）については、地域説明会の開催が必要となります。なお、地域に根差した施設となるよう自治連合会や町内会、その他まちづくりに取り組む組織等との意見交換の場の設定につきましては、現時点での具体的な基準はありませんが、審査項目8（地域に根差した施設計画及び運営）として評価の対象となります。
39	活用計画書（各①～⑦）のボリューム目安・ページ制限の有無	具体的な指定はございません。
40	再質問（2次質問）の可否	現時点では想定しておりません。
41	プレゼンの形式（枚数、時間、参加人数）、ヒアリング内容の範囲（提出資料限定か）	プレゼンテーションの形式については、応募期間終了後、選定委員会委員との協議により決定するため現時点では決まっていません。なお、これまでの類似公募の事例では、プレゼンテーションとして20分、ヒアリング（質疑応答）として30分、参加人数は8名までとの設定をしています。プレゼンテーション資料は、プレゼンテーションの時間に応じ、提案書を簡潔にまとめていただくことを想定していますが、特に本市から指定することはありません。ヒアリング（質疑）につきましては、提出いただく提案書の内容に関連する質問を想定しています。
42	建築計画に関する法律や条例の取り扱いについて建築指導課などをはじめとした関係諸官庁へ計画敷地を具体的に示したうえで協議などを行っても問題ないでしょうか。もし注意点などがある場合はお示しください。	問題ございません。
43	チームラボの施設は、京都市駐車場条例における駐車施設の規模の特例（公共交通利用促進措置）を適用して駐車場の設置台数の緩和を受けているものと思われますが、同様の緩和は本計画において適用できるものと考えて計画・ご提案して差し支えないでしょうか。	提案内容が本市等の許認可、指定等が必要となる場合、選定等により、これらの本市の許認可、指定等が予定されるものではありません。記載いただいている付置義務駐車施設の位置及び規模等についての特例制度の適用を受けようとする場合は、都市計画局都市企画部都市計画課にお問い合わせください。